

## 令和5年度 利島村放課後児童クラブ利用案内

この利用案内は、利島村放課後児童クラブ（以下、学童保育）の利用申請の手続き・利用内容等についての説明が記載されています。よく読んでいただき、その後も大切に保管して下さい。

### 《放課後児童健全育成事業（学童保育）とは》

保護者の就労等により放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成を図ることを目的とした保育事業です。

利島村放課後児童クラブは放課後児童健全育成事業として、児童の安心安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊び、学習、生活を通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

### 〈1〉 対象児童

- ・ 村内に住所を有し小学校に就学している児童。

### 〈2〉 開設場所

- ・ 体育館ミーティングルームを主な活動場所として、学童保育を行います。利島村高齢者在宅サービスセンター等でも実施する事があります。

### 〈3〉 保育時間及び休業日等について

#### ○保育時間

平日…下校時～16時50分 \*冬季(日没の早い期間)は要調整

半日学童保育…13時30分～16時50分 \*学校給食が無い日等

一日学童保育…8時30分～16時50分(11時50分～13時は除く) \*学校休業日及び長期休業期間

\*12時や17時のチャイムが鳴った時には家の近くに居るように、10分前に「さようなら」をしています。

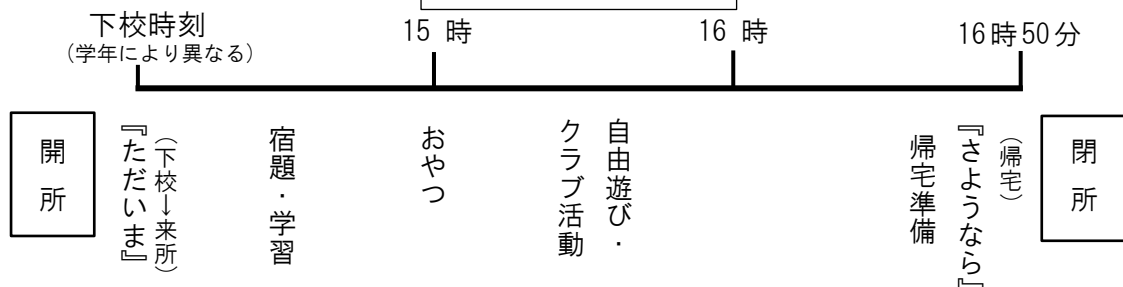
#### ○休業日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)

\*長期休業期間については、職員体制確保のため事前に出欠を伺います。

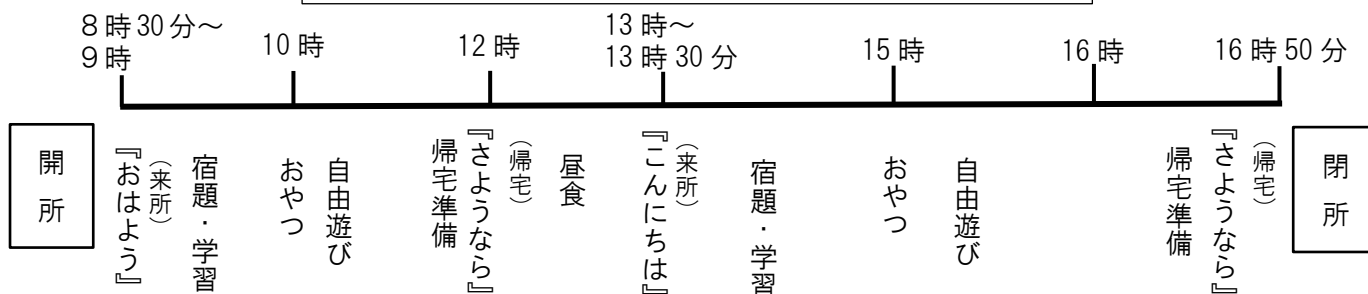
### 〈4〉 主な活動内容について

#### ○平日の場合



#### ○一日学童(学校休業日及び長期休業期間)の場合

#### ○半日学童(\*13時30分～開所・学校給食が無い日等)の場合



## 〈5〉 おやつについて

- ・市販の袋菓子を提供します。
- ・毎月一回「お楽しみおやつ」の日を予定しています。

## 〈6〉 利用料について

- ・利用料は無料です。

## 〈7〉 学童保育利用の仕方について

- ・学校放課後、体育館への通路を通過して学童保育へ来ます。一日学童保育の時は通学路を通過して来所します。
- ・習い事（山彦会・放課後子ども教室等）は、学童保育から抜けて行くことが出来ます。終了時間が16時50分を過ぎる時は帰り支度をして行き、終了後直接帰宅します。  
\*年度初めに、曜日毎の学童出欠や習い事の有無について書類に記入していただきます。

## 〈8〉 送迎について

- ・受診等で学童保育を抜ける時は、事前に日時をご連絡いただき保護者の方が学童保育室から送迎して下さい。
- ・大雨や強風などの場合に、お迎えをお願いする事があります。
- ・何かの都合でお迎えに来られた時は、指導員に声をかけてから引き取って下さい。

## 〈9〉 学童保育を利用できない時

- ・児童が流行性疾患(学校保健法に定められたもの)にかかった時。
- ・台風や大雪など悪天候や災害により学校が休校になった時。

## 〈10〉 家庭との連絡について

### ○学童保育にご連絡頂きたい時

- ・学童保育を欠席する場合（学校を休んだ場合も学童へ連絡を行って下さい。）
- ・保護者の方がお迎えに来る場合（事前に日時等をお知らせ下さい。）

### ○学童保育より保護者の方の緊急連絡先へ連絡させていただく場合

- ・お子さんが体調を崩す又はケガをして、お迎えをお願いする場合
- ・災害発生時及び災害が予想される時
- ・その他、指導員が連絡を必要と判断した時

## 〈11〉 申込み方法について

### ○申請から決定まで

- ・申請書類「利島村放課後児童クラブ利用申請書」をご記入のうえ申請して下さい。
- ・申請書を受付後、決定通知により保護者へお知らせします。

### ○令和5年5月からの申し込み

- ・利用希望月の前月15日までに、申請書類を提出して下さい。

### ○利用の中止を希望される方

- ・学童保育の利用期間は小学校6年生までです。利用を希望されなくなった場合は、「利島村放課後児童クラブ利用中止申出書」をご記入のうえ提出して下さい。

提出先

社会福祉法人利島村社会福祉協議会「利島村高齢者在宅サービスセンター 内」